

12 月議会速報要録

1、知事の政治姿勢について

(1) 解散の大義について

(おさべ) このたびの衆議院解散について、来年 10 月の消費税増税に賛成する主要政党はなく、増税の先送りは争点にならない状況の中での解散であり、大義なき解散であると考えているが、このたびの解散について、知事の所見を伺う。

(知事) このたびの解散は、消費税の再増税の先送りと我が国の財政再建への影響について国民に信を問うものとされているが、財政再建の定義が国全体で十分に認識されていない状況のもとでは、やむを得ないものであったと受け止めている。

(2) アベノミクスについて

(おさべ) アベノミクスを中心にした安倍政権の 2 年間で、資産を持つ富裕層に恩恵がある一方、非正規雇用が増加し、実質賃金が 15 か月連続低下したように、アベノミクスによって、格差が広がっていると認識するが、知事の所見を伺う。



(知事) インフレーターゲットなどの大胆な金融緩和や機動的な財政出動については、長引く円高・デフレからの是正の動きが見え始めており、評価をしているが、現在の政府の政策は、消費増税を行うなど、当初のアベノミクスから変質している。わが国の経済は、円安基調の中、輸出型の大企業を中心に業績が改善しているが、中小企業の多い地方では、有効求人倍率等の改善指標は見られるものの、景気回復の実感が乏しいのが現状と認識している。格差拡大については、地域間、所得差、企業規模による格差や、時系列による推移等、様々の捉え方があるため、今後出される統計データを見ながら確認してまいる。

(産業労働観光部長) 非正規雇用の増加について、高齢者が定年後に非正規で継続雇用される動きの影響もあると考えている。大学新卒者では、正規雇用での就職率に改善が見られている。実質賃金については、消費税の影響を除いた推移を試算してみると、平成 26 年 4 月以降、対前年同月比でプラスに転じている場合もあることから、実質賃金の低下には消費税増税の影響もあると考えている。

(3) 特定秘密保護法について

(おさべ) 特定秘密保護法の運用基準が閣議決定されたが、特定秘密の指定や管理状況を監視・観察するための二つの監視機関も行政内部の「身内」のチェックの上、その権限も曖昧である。また、適正評価における人権上の懸念は払しょくされず、国民の知る権利の侵害となることは明らかであると考え。運用基準も含め特定秘密保護法について、改めて知事の所見を伺う。

(知事) 国の安全保障に関する情報を保護することは必要と考えているが、国民の基本的人権が不当に侵害されることはあってはならず、政府において、国民の懸念が払拭されるよう、適正な運用がなされることが必要と考えている。

(おさべ) 特定秘密保護法の施行に際して、本県行政にどのような影響が考えられるか伺う。また行政運営に支障がある場合は、どう対応するのか。

(知事) 警察本部を除き、県の保有する情報が特定秘密に指定されることはなく、県の組織において特定秘密を取り扱うことはないとされている。しかし、今後、国民の基本的人権が不当に侵害されることや、これまで提供されていた情報で、原子力発電所に関する県民の安全に関わるものが、提供されなくなることはあってはならないと考えている。そうならないよう、適正な運営が図られるよう、引き続きその動向を注視してまいらる。



(4) 集団的自衛権の行使容認について

(おさべ) 解釈変更による集団的自衛権の行使容認は、これまでの我が国の安全保障の在り方を大きく変えるものであり、県民の安全に大きく影響を及ぼす可能性は否定できない。県民の安全・安心、生命、財産等に責任を持ち、政治家として重い立場にある知事は、ただ単に「国において適切に対処すべきだ」として国に任せておくのではなく、自らの信念に基づいて考えを明確にして、国に働きかけるべきと考えるが、所見を伺う。

(知事) 現段階では国論が収斂していない状況であると認識しているが、残念ながら、地方自治体は、防衛、国際関係、各国の軍事バランス等に十分な情報を有しておらず、責任を持って判

断する立場にない。今後、国政の場で国会を中心に、十分に議論して頂きたいと考えている。

(5) 労働者派遣法改正案について

(おさべ) 労働者派遣法改正案について、安倍首相は、「派遣労働を積極的に選択している労働者の処遇改善などを図るとともに、正社員を希望する派遣労働者には正社員への道が開かれるようにするものだ」としているが、企業は運用次第で派遣労働者を使い続けることが出来るようになり、派遣労働者は、派遣のまま、むしろ正社員への道が閉ざされることになると思うが、この改正案について所見を伺う。

(知事) 労働者派遣制度の見直しについては、企業に与える影響に加え、硬直的な雇用体系をとることにより雇用の場が狭まる可能性などを考慮しつつ、労働者の保護や雇用慣行のあり方にも十分配慮して、検討が進められるべきと考えている。

2、原発問題について

(1) 原子力防災訓練について

(おさべ) 11月11日に行われた、柏崎刈羽原子力発電所での過酷事故を想定した原子力防災訓練では、安定ヨウ素剤の配布・服用を始め、多くの問題点が浮かび上がったと聞くが、それについて伺うとともに、その解決に向けてどのように対応するのか、また、実効性のある解決が本当に可能であると考えているのか、所見を伺う。

(知事) 訓練の実施によって、原子力災害対策指針の改正なくしては、対応が難しいことなどが、改めて明らかになった。県として、原子力災害対策指針や法制度の改正、財源措置などに改めて国へ要請してまいる。また、市町村や関係機関と十分に連携し、実効性のあるものとなるよう努めてまいる。



(防災局長) 課題として、①高線量下で防災業務に従事する者に関する法整備②安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備③防護対策実施の判断のための SPEEDI の活用④原子力災害と自然災害に関する法体系の一元的見直し、等があげられる。これまでも立地地域の視点から、国に対して、具体的な課題の指摘や提案を行うとともに、全国知事会などを通じて要請を行ってきたが、引き続き機会をとらえて、要望してまいる。

(2) CSC 条約について

(おさべ) 「原子力損害の補完的な補償に関する条約」(CSC)の締結が先の国会で承認されたが、この条約の締結により、加盟国で事故が起きた場合、事業者のみが賠償責任を負い、メーカーが責任を負わないことから、原発輸出を促す効果もあるとされる。何よりも、福島第一原発事故の検証もない中で、原発を輸出すること自体が正常とは言えず、この加盟は認め難いと考えますが、知事の所見を伺う。

(知事) 条約への加盟如何に関わらず、福島第一原子力発電所事故の検証・総括がないまま原発を輸出しようとしても、他国でも安全性への信頼に、疑問を持たれるのではないかと考える。

(防災局長) もともと、日本を含む原発導入国は、国内法で事故責任を事業者に集中させると決めており、この枠組みを、今後原発を導入する他の国に適用させようとするものであり、原発輸出先となり得る国が加盟した場合は、当該国の電力会社等の事業者には責任に限られるため、メーカーのリスクは減ることになるが、日本が条約に加盟するかしないかは関係ないと考えます。

(3) エネルギー基本計画について

(おさべ) 4月に閣議決定されたエネルギー基本計画の策定時のパブリックコメントで、約1万9千件の意見の内、廃炉や再稼働反対を求める「脱原発」は94.4%、再稼働を求めるなどの「原発維持・推進」は1.1%、その他が4.5%とのことであり、その後のエネルギー基本計画に原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置付けたことは、全く民意がくみ取られていないと考えるが、知事の所見を伺う。

(知事) 原子力発電に対し、不安に感じている方が多数いるということだと思っている。原子力発電については、他のエネルギーと同様に、リスク、コスト、需要、燃料調達先のカントリーリスクなどを含めて、総合的かつ専門的に判断すべきである。

いずれにしても、福島第一原子力発電所事故の検証・総括を行うべきであり、これなくしては、他のエネルギーでは当然行われている、本来行うべき合理的な検討を欠くことになると考えている。

(4) 地元同意の範囲について

(おさべ) 報道によれば、原子力発電所の再稼働に関して、地元同意の対象自治体の範囲について、宮沢経済産業大臣は川内原子力発電所視察の際に「地域でご検討いただくこと」と述べており、関係自治体とりわけ県の役割が大きいことを示唆していると考えます。「リスクだけを背負わ

されるのはおかしい」というのが周辺自治体の率直な気持ちであると考え。こうした気持ちも踏まえ、地元同意の対象自治体の範囲を決めるに際して、知事は果たすべき大きな役割を持っていると考えるが、所見を伺う。

(知事) まずやらなければならないのは原子力発電所の安全確保であり、そのため責任の所在を含め、福島第一原子力発電所事故の検証・総括が不可欠だ。それがなければ、同じことを繰り返す恐れもあり、原子力発電所の安全が確保できない中で、再稼働については、手続きも含めて議論はしない。

(防災局長) 福島第一原子力発電所事故の検証すべき事項について、①海水注入の判断に、外部からの関与はあったのか②自治体等への情報伝達は適切に行われていたのか③国から東京電力への情報発信に関する指示はあったのか④メルトダウンの事実を把握していながら、なぜ公表しなかったのか⑤また、その意思決定はどのように行われたのか⑥高線量下の作業に対応する専門組織体制の検討、などの課題がある

(5) 国の責任について

(おさべ) 原子力規制委員会は避難計画の策定に直接関与せず、国は地元自治体に策定を丸投げしている中、九州電力川内原子力発電所は再稼働に突き進んでいる。避難計画を誰も審査しておらず、安全性が十分に確認できないまま、経産大臣は、「事故が起きた場合は、国が責任を持って対処する」と述べているが、具体的な内容は見えていない。知事は、この「国が責任を持って対処する」との言動に対し、どのような認識を持っているか伺う。

(知事) 議員ご指摘のとおり、現在、原子力規制委員長は、設置法に反して、避難計画の実効性を確認することは自らの仕事ではないとの認識を示している。さらに、原子力災害対策指針でSPEEDIを使用しないとするなど、避難計画の実効性を低下させているほか、高線量下で防災業務に従事する者の装備の充実、活動できる根拠法や賠償制度等も整備されていない。このような状況において、国が責任を持って対処できるのか疑問だ。

(6) 電力の需給について

(おさべ) 電気事業連合会は7～8月の電力需給について、電力10社が最も電力を供給した日でも、需要に対する供給のゆとりが10%あったと発表している。原子力発電がなくても電力は足りており、少なくとも、リスクを負ってまで強引に原子力発電所を再稼働する必要はないと考えるが、知事の所見を伺う。

(知事) 全国の電力需給については、その詳細を知り得る立場にないため、コメントできない。

なお、原子力発電所の再稼働の是非については、電力需給の問題以前に、福島第一原子力発電所事故の検証・総括が不可欠であり、これなくして議論はできないと考えている。

(7) 与党幹部の知事批判について

(おさべ) 報道によれば、与党幹部が、福島第一原発事故の検証と総括なくして再稼働の議論はしないとの知事の主張に関して、「福島事故は原因も結果も 100%近く分かっている」として、原発再稼働は「プロである規制委の判断に任せるしかないが、それでもだめだとなれば永久にだめだ。そういう判断はすべきじゃない」と述べたとされる。安全性に不安を持つ地元住民の気持ちを逆なでするような発言は看過できないと考えるが、この発言についての知事の所見を伺う。

(知事) 県が、原子力規制委員会に対し行っている技術的要望は、県の安全管理に関する技術委員会で意見集約されたものである。また、設備等の技術面だけで、原子力発電所の安全を確保できるという考え方は大きな間違いである。

国は、意思決定過程や組織のあり方などのソフト面も含めた検証・総括を行った上で、どのような再発防止対策を講じたのかを説明しなければならないと考えている。

(防災局長) 検証すべき課題について、例えば、福島第一原子力発電所事故において、①なぜ吉田所長は冷却確認を怠ったのか②なぜメルトダウン等の情報発信が遅れたのか③なぜ国は、米国のテロ対策を電力会社に伝えなかったのか④なぜ SPEEDI は活用されなかったのか⑤誰の指示によって、福島医大は医療従事者のみならず、その家族にまで安定ヨウ素剤を服用させたのか⑥なぜ原子力保安検査官は、民間人を残したまま先に撤退したのか⑦それによる情報収集力の低下がどのように影響したのか、などの課題がある。

3 農業問題について

(1) 農協改革について

(おさべ) 全国農業協同組合中央会は、地域農協への一律の指導を廃止する一方、監査機能を存続させるとした改革案を公表したが、この改革案に対して、政府の規制改革会議では、JA全中を頂点とする中央会制度について、農協法から規定を削除し、一般社団法人に移行するとともに、地域農協が中央会による監査を受けることを義務付けている現行制度を廃止するとした提言を出しているが、この提言について、所見を伺うとともに、県内農家の立場に立ってどのように対応していくのか伺う。

(知事) 基本的に農協改革は、農業・農村振興に資する内容となることを前提に、農協の自己

改革を尊重した形で検討されるべきものと考えており、このため、先般、北海道東北地方知事会を通じてその旨国に提言を行ったところであり、今後とも随時働きかけて参る。

(2) 米価下落の影響について

(おさべ) 農政改革元年となる2014年、米価の下落などにより、大幅な減収が見込まれているが、本県における減収の見通しと県の対応について伺う。

(農林水産部長) 10月15日現在の作況と10月までの相対価格で試算すると、収入減少影響緩和対策の加入者は国と農業者の積み立てから補てんが行われ、魚沼以外の地域では10アール当たり9,000円程度、魚沼地域では1万4,000円程度の減収と見込まれる。

一方、収入減少影響緩和対策に非加入の場合、今年度に限り特例措置として円滑化対策の補てんが行われ、その結果、魚沼以外の地域では1万8,000円程度、魚沼地域では2万1,000円程度の減収と見込まれる。県としては、過剰米を非主食用米へ転換することで需給状況の改善を図ることなどを、国に要望するとともに、27年産米の需給環境の改善に向け、主食用米から飼料用米等への転換を進めているところである。

(おさべ) 米価下落等の影響は、農地の受け手として期待されている大規模農家ほど大きいことから、大規模農家がさらなる規模拡大に消極的になることが懸念される。このため、今年から始まった農地中間管理機構による大規模な法人等への農地利用の集積にも影響があることが懸念されるが、知事はどのように認識し、対応するのか所見を伺う。

(知事) このたびの米価下落に際し、本県の経営体では、農業経営によっては投資意欲の減退の懸念はあるものの、農地中間管理機構への借受希望状況を踏まえますと、規模拡大への意欲は高いものと認識している。このため、引き続き、担い手への農地利用の集積・集約化を推進し、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えている。

4 教育問題について

(1) 改正教育法施行に伴う政治的中立性の確保について

(おさべ) 改正された地方教育行政法では、これまでより自治体の長の関与を強める内容になっており、教育の政治的中立性の確保が必要と考える。来年4月の改正法の施行に向けて、改めて中立性の確保への知事の決意を伺う。

(知事) 今回の改正では、政治的中立性等の観点から教育委員会が執行機関として残され、職務権限も従来どおりとなっている。来年度から教育委員会との協議の場として総合教育会議を

設置することになるが、基本的には、これまでどおり教育委員会の判断を尊重してまいりたいと考えている。

(2) 人権教育について

(おさべ) 「人権に関する意識について」の県民アンケート調査で、「身元調査」を容認するとの回答が65%に及び、20～39歳では67%の高い割合を示し、また、人権や差別への関心については、関心があるとの回答が20～39歳で78.6%と前回調査の87%に比べて約10ポイント低くなっている。本県ではこれまで「人権教育基本方針」を策定して人権教育を推進しているが、あまり効果が見えてきていない。学校における人権教育を推進する立場から、この数値についてどのような認識を持っているか教育長の所見を伺う。

(教育長) 本籍や家庭環境などの身元調査を行うことは、プライバシーの侵害や就職差別、結婚差別につながるおそれがあることから、学校教育においても人権尊重の精神を育むことが重要であると考えている。

(おさべ) 人権意識向上に向け、十分な成果を上げるためには、学校における人権教育においても実効ある取組が必要と考えるが、どのような対応を考えているか教育長の所見を伺う。

(教育長) 県教育委員会では、平成22年度に「新潟県人権教育基本方針」を策定し、翌23年度には解説リーフレットを、本年5月には「教職員研修の手引き」を作成し、すべての学校に配付したところである。今後は、教職員の理解と認識が一層深まるよう、手引きを活用するなど各種研修会の工夫改善に取り組んでまいり。また、平成24年度から中越教育事務所内に推進チームをおき、市町村の行政関係者等と合同で「中越地区人権教育、同和教育推進懇談会」を開催している。今後も学校を中心に関係機関との連携を図り、人権教育を推進してまいり。

5 新潟水俣病問題について

(1) 公式確認50年事業について

(おさべ) 新潟水俣病公式確認50年事業実行委員会が設置され、来年度実施に向け検討される中、関係団体から、「50年事業は記念儀式にとどまることなく、水俣病の原因と背景、被害の実態や、なぜ新潟で第二の水俣病が阻止できなかったかを明らかにすること」、「水俣病のような深刻な公害を二度と繰り返さないよう、次世代に伝えるべき教訓は何かを示すこと」など、5項目の要望・意見が述べられたと聞くが、これに対して、知事はどのように応えていくのか所見を伺う。

(知事) 今後の実行委員会において、このたびの関係団体からの要望・意見を含め、様々なご意見をお聴きし、関係者の総意に基づき具体的な事業内容を固めていきたいと考えている。

(2) 水俣病認定補償制度の是正について

(おさべ) 日弁連は、水俣病認定補償制度の是正を求める意見書を国及び県に提出したと聞く。国に対するものでは、水俣病の認定基準と救済システムなど3項目6点に渡って国が講じるべき措置が述べてあり、国及び県に対するものとして、認定審査会の委員の質の充実、増員や主治医の診断書の活用、該当流域に居住歴のある全住民の健康調査等の実施という措置を講じるべきとしているが、本県としてこの意見書をどのように受け止め、どう対応するのか知事の所見を伺う。

(知事) 意見書の内容は、これまでの本県の主張と一致する部分もあり、また、認定審査会委員の質の充実等、すでに対応しているものも含まれていると認識している。健康調査については、プライバシーの問題に加え、調査の実施に否定的な考えの住民もおられることから、地域全体の合意形成が必要ではないかと考えている。いずれにしましても、すべての水俣病被害者救済のためには、等しく患者として認められる恒久的な制度の確立が必要と考えており、引き続き国に対応を求めている。

(3) 水銀削減対策について

(おさべ) 熊本県では、「水銀フリー社会」を目指し、県内で回収された水銀が他で使われないよう、全国で初めて「県内保管」を決め、熊本市は回収した水銀を市の環境センターで保管、県は市町村排出の水銀含有廃棄物から回収された量に見合う水銀を業者から買い取って県有施設で保管するなど、先進的な取組をしている。第二の水俣病が発生した本県として、水銀削減のための具体的な対策が必要ではないかと考えるが、知事の所見を伺う。

(知事) 水銀は、蛍光灯や血圧計などに広く利用されているが、一度環境中に排出されると分解されずに残留するため、環境への排出抑制を図ることが重要だ。

来年は新潟水俣病公式確認50年の節目の年となることから、県民に対して水銀含有製品の適正使用や適正処理の働きかけを行うほか、熊本県と同様に、県内の一般廃棄物から回収された水銀を県で保管するなど、水銀を減らす社会に向けた取組を検討したいと考えている。